

伊賀市特定不妊治療費助成事業を開始します

市では、平成18年10月1日から特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦の経済的負担の軽減を目的に、その不妊治療に要した費用の一部を助成します。

対象となる方

次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦であること
- 夫婦のどちらかが伊賀市に住民登録（外国人登録）をしていること
- 前年の夫婦合算の所得額が300万円未満であること
- 三重県から指定を受けている医療機関（下表）で特定不妊治療を受けていること
- 平成18年4月1日以降に治療を終えた方
- 三重県が行う特定不妊治療費助成事業とあわせて申請すること
- 申請日の属する年度において、他の都道府県等で助成を受けていないこと。また過去に都道府県等から助成を受けた年度の合計が5年を超えていないこと

助成額および期間

1年度につき特定不妊治療に要した費用から、三重県から支給される特定不妊治療費助成金を差し引き、10万円を限度に通算5年間助成します。

申請方法

- 原則として、治療が終了した日（妊娠反応検査日）から起算して60日以内に、下記の申請書類を申請窓口へ提出してください。
- ※平成18年4月～9月までに治療を終了した場合の申請期限は、平成18年11月30日とします。
- 申請は、同一年度において1回限りとします。

申請書類

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書
 - ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（特定不妊治療を受けた医療機関で証明）
 - ③ 医療機関発行の領収書
 - ④ 夫および妻の児童手当用所得証明書（課税証明の児童（扶養）手当用）
 - ⑤ 住民票謄本（または外国人登録原票記載事項証明書）などの夫婦であることが確認できるもの
- ※①②は、県内指定医療機関および各申請窓口へ備え付けてあります
 ※④⑤は、3カ月以内に発行されたもの

申請窓口・問い合わせ

本庁 健康推進室	☎ 22-9653	阿山支所 健康福祉課	☎ 43-9711
伊賀支所 健康福祉課	☎ 45-1015	大山田支所 健康福祉課	☎ 47-1151
鳥ヶ原支所 健康福祉課	☎ 59-2163	青山保健センター	☎ 52-2280

指定医療機関（三重県内）

平成18年4月現在

指定医療機関名	住 所	電話番号	備 考
医療法人森川病院	伊賀市上野忍町 2516-7	0595-21-2425	
医療法人尚徳会ヨナハクリニック	桑名市大字和泉字イノ割 219	0594-27-1703	
医療法人尚徳会星見ヶ丘クリニック	桑名市星見ヶ丘 7-121	0594-33-0888	
医療法人慈芳産婦人科	四日市市ときわ 4-17	0593-53-0508	
医療法人尚豊会みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	0593-30-6000	
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112-1	0593-75-1212	
みのうらレディースクリニック	鈴鹿市磯山 3-9-17	0593-80-0018	
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	059-232-1111	* 不妊治療休止中
医療法人西山産婦人科	津市栗真中山町 202	059-232-0123	
済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区 15-6	0598-51-2626	
山田赤十字病院	伊勢市御園町高向 810	0596-28-2171	

※県外の医療機関でも助成を受けることができますが、その所在地の都道府県から指定を受けていることが必要です。

相 談	三重県不妊専門相談センター（三重県立看護大学内）【専用電話番号】059-211-0041 【相談日】毎週火曜日 【受付時間】正午～午後2時、午後3時～6時 【相談員】不妊カウンセラー
--------	--

平成18年10月から国民健康保険の保険給付が変わりました

出産育児一時金の引き上げ

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、10月1日以降の出産から、1児につき30万円から35万円に引き上げられました。



なお、妊娠4カ月以上の出産であれば、死産・人工流産も支給されます。

70歳以上の人の自己負担割合が変わりました

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、**現役並みの所得がある人は**、10月1日から医療機関に支払う自己負担割合が、2割から3割に引き上げられました。

現役並みの所得がある人：同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる人

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わりました

療養病床に入院する70歳以上の人は、食材料費相当のみ月に2万4千円を負担していましたが、10月1日から食費4万2千円と居住費1万円を負担することになりました。

ただし、所得の低い人は、食費・居住費の負担が次のように軽減されます。住民税非課税世帯は3万円、年金受給額80万円以下などは2万2千円、老齢福祉年金受給者は1万円。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりました

高額の治療を長期間継続して行う必要がある病気の場合、1カ月の自己負担額は1万円とされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者（基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯）については、10月1日から自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

高額療養費の自己負担限度額が変わりました

●同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額（月額）が一部引き上げられました。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	3回目まで	4回目以降		3回目まで	4回目以降
一般	72,300円＋ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円	→	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者	139,800円＋ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円		150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円		35,400円	24,600円

4回目以降：過去12カ月間に、一つの世帯で支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

●70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額（月額）が一部引き上げられました。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	→	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合は40,200円）		44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合は44,400円）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円			15,000円

低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人

低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9659